

Information

「ふるさと愛媛学」

ふるさと再発見講座参加者募集！

「鬼北町らしさ」ってなんでしょう？「ふるさと愛媛学」は、自分たちの住む地域の「ふるさとらしさ」を、発見・再確認しようとする活動です。住民と県・町と一緒にそれぞれの地域の生活や産業・文化について調べ、1冊の本にまとめます。今回は鬼北町の昭和30年代から40年代までのくらしや産業を中心に地域調査(聞き取りなど)を行う予定です。

どなたでも気軽に参加できますので、興味のある方は申し込みください。

	日 時	場 所
第1回	7月9日(土) 13:00~16:00	近永公民館 2階講堂
第2回	9月17日(土) 13:00~16:00	日吉住民センター 2階小ホール

内 容 「ふるさとらしさ」を発見・再確認することの魅力や楽しさ、地域調査の方法などの講座。講座終了後に地域調査打ち合わせ会を行います。

定 員 60人

参加料 無料

申込方法 申込書に必要事項を書いて、郵送・FAXで申し込んでください。

※申込書は、鬼北町教育委員会教育課窓口にあります。

問 役場 教育課 文化スポーツ係(担当 幡上)
内線4114 FAX 0895-45-2061

Information

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金請求を受付けています

【支給対象者】

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

●戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると、第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【請求窓口・お問い合わせ先】

役場 町民生活課 生活支援係 内線 2119

役場 日吉支所(書類交付・預かりのみ)

Information

「広見川等をきれいにする統一清掃」のお願い

7月3日(日)は、広見川等をきれいにする統一清掃日です。

広見川等の町内の河川を維持し、美しい故郷を後世に残すために、河川等の草刈りやごみ拾い等にご協力を頂きますよう、お願いします。

なお、当日は区長さん組長さんの指示に従ってください。

日 時 平成28年7月3日(日)

午前8時~12時

作業内容 河川等の周辺の草刈り

空き缶ゴミ等の回収

問 役場 環境保全課 環境衛生係 内線2502